

# 「火の用心だより」第108号(令和6年3月号)

発行：札幌市消防局予防部予防課

## 火災による死者が急増！！



令和6年2月27日現在、75件の火災が発生しており、昨年同日より14件増加しています。特に死者火災が急増しており、令和6年1月1日から現在までに8名(昨年同日比7名の増)の方が火災により亡くなっており憂慮すべき状況です。

また、亡くなられた8名のうち住宅火災における死者が7名となっています。

### 火災から命を守るために

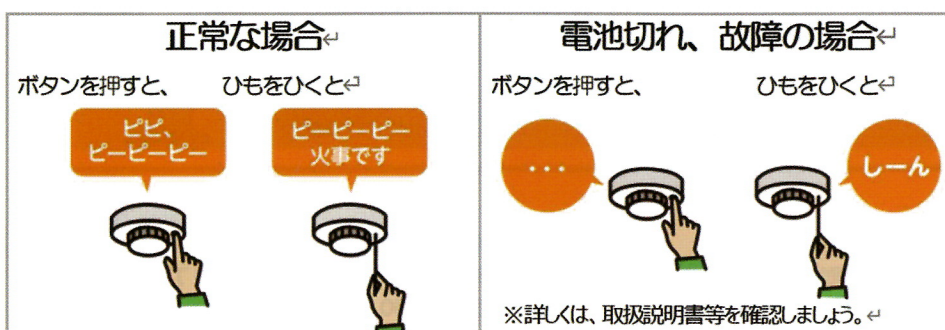
- ① 火災で発生する煙には、一酸化炭素が含まれており、一酸化炭素を含んだ空気を吸うと、数秒で意識を失い死に至ることもあり大変危険です。
- ② 火が天井付近までである場合、煙が充満している場合、熱を強く感じた場合は初期消火せず、すぐに避難しましょう。
- ③ 雑然と物品が置かれると、火災拡大や避難の支障となる場合があるため常に整理整頓を心がけましょう。
- ④ 避難口となる窓やバルコニー、廊下や玄関などに物は置かないようにしましょう。避難路がふさがれると、逃げ遅れにつながります。

### 住宅用火災警報器の未設置が火災拡大の大きな要因

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声で警報を発して火災の発生を早期に知らせくれる機器です。住宅用火災警報器は、札幌市火災予防条例により平成20年6月1日から原則全ての住宅で設置が義務化されています。

また、設置から10年を経過している場合は本体交換を勧めており、本体交換の際は、離れた場所からでも火災の発生を知ることができる「連動型」住宅用火災警報器を推奨しています。

#### 【住宅用火災警報器の点検方法】



#### 【連動型住宅用火災警報器の使用例】

